

ままだおとめちくかっせいかけいかく
間々田乙女地区活性化計画

栃木県・小山市・野木町

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	間々田乙女地区活性化計画	市町村名	小山市 野木町	地区名(※1)	間々田乙女地区	計画期間(※2)	平成23年度～平成27年度
都道府県名	栃木県						

目 標 : (※3)

本地区は、小山市の西南部に位置し市街地より約10kmに位置する西側を一級河川思川に隣接する平坦地(1/1000程度の傾斜)で東西0.6Km南北3.2Km程の範囲の水田地帯である。昭和44～50年団体営圃場整備事業(間々田乙女地区)によりほ場整備を行った地域であるが、低平地水田地帯で外水位が高いことから農地等からの内水排除は機械排水によっており、昭和47年に団体営圃場整備事業により整備した間々田乙女排水機場が地域の営農を支えている状況にある。

しかしながら、当該排水機場の老朽化等により、排水施設の保守・運転管理等に多大な労力を費やし、また、排水機能の低下による湛水被害が発生している。このような状況から、本地域では農家戸数が平成17年度で210戸、平成22年度184戸と26戸(12%)の減少となっている。このため、当該排水機場を更新整備することにより農地及び排水流域の安定な排水を実現し、今後の農家戸数の減少を平成28年度に平成22年度比10戸減(5%)に抑制し地域の農業生産性を向上させると共に、生活環境の改善を促進することをもって、地域農業者はじめとする住民の定住を確保することを目的とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地域は、国道4号線の西側に位置する平坦な農村地域である。受益地(43.4ha)外の周辺部では住宅地の開発等によって農地と住宅地、公共施設が混在している。受益地内については、ほとんどの部分が水田であり、受益地の東側は台地(住宅地)、西側は思川堤防に隣接する地域である。

現状と課題

当地区は、昭和44～50年に圃場整備され、水稻・麦・野菜等の生産が盛んにおこなわれてきております。しかし当農地の排水は機械排水に頼る地域であり、排水機が地域の営農を支えています。しかしながら、当該施設は昭和47年に設置され40年が経過し老朽化が進み、日常的な保守管理を行い施設機能の延命に努力しているにもかかわらず、不具合が発生している状況であります。また、農業従事者の高齢化が進み施設操作の困難も増し、近年の集中豪雨時には湛水状況となり農業被害が発生しており排水機場としての信頼性が損なわれつつある状況にあります。

今後地域活性化に資する定住化を図る上で、農地を保全し農業経営の安定化が必要となります。

今後の展開方向等(※4)

排水施設を整備することによって、安定した排水排除機能が更新され、農地有効利用の促進と効率的な農業生産及び労力等の節減を図ることができる。また、転作作物等の本格的な定着拡大による安定した水田農業経営を確立する事により、農家人口の減少を抑制し当地区の営農活動の活性化を促進する。

また、達成状況の評価を当事業完了後の集中豪雨時に、平成18年12月に発生した湛水による農業被害面積と比較し評価としたい。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
小山市・野木町	間々田乙女地区	基盤整備(農業用排水施設)	小山市	有	イ	H23~H26

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

間々田乙女地区(栃木県小山市・野木町)	区域面積 (※2)	117.0ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係： 当該全体区域面積117.0haに対する農林地の占める割合は、100%である。 また、活性化区域における全就業戸数は184戸であり、うち農林漁業従事者も184戸であるので、農林漁業従事者数の割合は100%である。		
②法第3条第2号関係： 当地域の農業従事者においては高齢化や後継者不足が進んでおり、施設操作の困難や老朽化が進んだ施設は、不具合の発生など信頼性が損なわれつつある。地域活性化のためには、排水施設の整備を実施することにより生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加や農業従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係： 農振地域の為、市街地を形成している地域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 ……………該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項……該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該地域の排水施設は、昭和47年に設置され38年経過している。常時の保守管理を行い、施設機能の延命に努力している。今事業により、安定的な排水機能を整備し、施設の信頼性を高め安心して暮らせる生活環境を確立する。その評価については当事業完了後の集中豪雨時に小山市において農地の湛水状況及び農業被害について調査を行い、平成18年12月に発生した湛水による農業被害面積を比較し評価を行うこととする。

また、公表にあたっては第三者の意見を聴取する。
県としては小山市の評価について妥当性を確認する。